

# それ、本当に売って大丈夫？

「いらなくなった靴はありませんか？」  
「不用品ならなんでも買い取ります」



こんな電話がかかってきたことはありませんか？

不用品ならと思い家に入れると、電話での話にはなかった貴金属などにも話が及び、結果として売るつもりがなかった貴金属やアクセサリーまで安価で強引に買い取られてしまった、といった事例があります。

はじめは靴など不用品の買い取りを理由に訪問して来ますが、業者の本来の目的は、貴金属などの高価なものを相場より安価で買い取ることです。



## 被害に遭わないために

- 業者からの電話や訪問があった場合は、連絡先を確認するなど、慎重に対応しましょう。
- 事前に承諾を得ていない物品の買取は「特定商取引法」で禁止されています。
- 訪問購入はクーリング・オフが適用されます。契約書面の受け取りから8日以内であれば、品物の引き渡しを拒むことや、受け取った代金を返して、渡した品物を返してもらうことが出来ます。（詳しくは神戸市消費生活センターへ）
- 強引に上がり込んできたり怖い思いをした場合は、警察に連絡しましょう。

しかし、実際のところ一度渡してしまった品物を取り戻すことは非常に困難です。また、一度家に入れてしまうと、強引に買い取りを迫られ断り切れない恐れもあります。普段から、不要な勧誘はきっぱり断るよう心掛けておくことが大切です。

## 消費生活に関する相談は、『神戸市消費生活センター』へ

### ●場 所

神戸市中央区橋通3丁目4番1号  
神戸市立総合福祉センター5階

### ●相談時間

月曜日～金曜日 9時～17時（来訪相談は16時30分まで）

土日祝 10時～16時 ※独立行政法人国民生活センター（東京）につながります。

- ・年末年始は相談を行っていません。
- ・携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。
- ・平日は、電話番号「078-371-1221」でもつながります。

消費者ホットライン **いやや**

**188**

メール相談はこちら

QRコードを  
スキャン

